

# 青森県H I V感染予防薬内服マニュアル

制定年月日：平成30年7月17日

本マニュアルは、「青森県H I V感染予防薬配置要領」（以下「配置要領」という。）において、別に定めることとしているH I V感染予防薬の提供及び内服方法等を定めたものであり、本マニュアルで使用している用語等は、配置要領に準じています。

※別添1の フローチャート を参照してください。

## 1 予防薬提供希望医療機関等での対応

### (1) 曝露発生

曝露とは、針刺しや鋭利な医療器具による切創等、皮内へのH I V汚染血液の曝露及び粘膜や傷のある皮膚への血液等感染性体液の曝露をさす。

### (2) 応急処置

曝露が発生した場合は、血液又は体液に曝露された創部又は皮膚を流水と石けんによって十分に洗浄する。粘膜への曝露の場合は、流水によって十分に洗浄する。

### (3) 施設長に報告

曝露当事者は、曝露の発生時刻、状況、程度等を、直ちに施設長に報告する。

### (4) 自己チェック

曝露当事者は、「H I V感染予防薬内服決定支援チェックリスト」（様式A）を確認し自己チェックを行い、署名する。

### (5) チェックリストの確認

施設長は、曝露の状況及び曝露当事者が記載した「H I V感染予防薬内服決定支援チェックリスト」（様式A）を確認するとともに、予防内服の意義及び注意点を確認する。

曝露当事者は、予防内服の利益と不利益を考慮して、内服を開始するかどうか自己決定する。その際、施設長は、曝露当事者のプライバシーの保護について十分に留意する必要がある。

なお、施設内での感染報告経路については、①内服開始の迅速性、②プライバシーの保護を考慮し、可能な範囲で短縮すべきである。

(※) 「H I V感染予防薬内服決定支援チェックリスト」（様式A）には代表的な副作用などの使用上の注意を記載している。

(6) 依頼書・同意書・受領書の作成

曝露当事者が予防内服を希望する場合は、施設長の確認を受けた上で、「H I V感染予防薬内服同意書」（様式C）及び「H I V感染予防薬受領書」（様式D）を記載し、署名する。署名は必ず曝露当事者自身が記載する。

施設長は、「H I V感染予防薬提供依頼書」（様式B）を記載し、署名する。

(7) 予防薬配置医療機関へ電話連絡

曝露当事者は、予防薬の提供を依頼する場合は、別添2「H I V感染予防薬提供窓口連絡先リスト」に基づき、事前に最寄りの予防薬配置医療機関の担当者（窓口）に電話連絡する。

(8) 予防薬配置医療機関に行き予防薬を受領・内服

曝露当事者は、曝露後、できるだけ早く（可能であれば2時間以内）内服を開始するため、電話連絡後速やかに最寄りの予防薬配置医療機関（配置協力医療機関またはエイズ治療拠点病院）に行き、①「H I V感染予防薬内服決定支援チェックリスト」（様式A）、②「H I V感染予防薬提供依頼書」（様式B）、③「H I V感染予防薬内服同意書」（様式C）及び④「H I V感染予防薬受領書」（様式D）を提出し、予防薬の提供を受ける。

また、配置協力医療機関を受診した場合は、上記①～④の書類の写し（コピー）の提供を受ける。

予防薬の受領後は、直ちに第1回目の内服をする。

(9) エイズ治療拠点病院へ電話連絡

曝露当事者は、配置協力医療機関において予防薬の提供を受けた場合は、その後、エイズ治療拠点病院を受診する前にエイズ治療拠点病院の担当者（窓口）に電話連絡する。

(10) エイズ治療拠点病院の受診

曝露後緊急に配置協力医療機関において予防内服をした曝露当事者は、内服後速やかにエイズ治療拠点病院を受診して内服継続の要否について相談の上決定し、当該拠点病院の指示に従う。

なお、受診する際は、配置協力医療機関に提出した①「H I V感染予防薬内服決定支援チェックリスト」（様式A）、②「H I V感染予防薬提供依頼書」（様式B）、③「H I V感染予防薬内服同意書」（様式C）及び④「H I V感染予防薬受領書」（様式D）の写し（コピー）を提示する。

**2 予防薬配置医療機関（配置協力医療機関）での対応**

(1) 事前準備

電話で緊急の予防内服の依頼を受けた配置協力医療機関は、曝露後できるだけ

け早く1回目の内服が可能となるよう、直ちに予防薬の準備をする。

(2) チェックリスト・依頼書・同意書・受領書の確認

配置協力医療機関の担当者（医師）は、曝露当事者から①「HIV感染予防薬内服決定支援チェックリスト」（様式A）、②「HIV感染予防薬提供依頼書」（様式B）、③「HIV感染予防薬内服同意書」（様式C）及び④「HIV感染予防薬受領書」（様式D）を受け取り、本人確認及びエイズ治療拠点病院に連絡した上で、④「HIV感染予防薬受領書」（様式D）のHIV感染予防薬配置医療機関記載欄に必要事項を記入する。

(3) エイズ治療拠点病院への相談

配置協力医療機関の担当者（医師）は、予防薬の提供に際し、確認等を要する場合は、エイズ治療拠点病院の専門医に相談する。

(4) 予防薬の提供

配置協力医療機関の担当者（医師）は、エイズ治療拠点病院を受診できるまでに必要な最小限の予防薬（原則、平日1日分、土日祝日及びその前日は平日受診ができるまでの日数分とする。）を提供する。

また、「HIV感染予防薬受領書」（様式D）の曝露当事者が予防薬受領時に記載する事項（何日分、署名）について、記載を求める。

その後、上記（2）の①～④の書類の写し（コピー）を曝露当事者に提供し、速やかにエイズ治療拠点病院を受診するよう指導する。

(5) 関係書類の保存

予防薬を提供した場合は、曝露当事者から提出された①「HIV感染予防薬内服決定支援チェックリスト」（様式A）、②「HIV感染予防薬提供依頼書」（様式B）、③「HIV感染予防薬内服同意書」（様式C）及び④「HIV感染予防薬受領書」（様式D）を5年間保存する。（配置要領に基づく青森県健康福祉部保健衛生課への報告を忘れないこと。）

**3 予防薬配置医療機関（エイズ治療拠点病院）での対応**

<配置協力医療機関を経由する場合>

(1) 配置協力医療機関への助言等

エイズ治療拠点病院の担当者（医師）は、予防薬内服に係る連絡・相談を配置協力医療機関から受けた時は、必要な助言等を行う。

(2) チェックリスト・依頼書・同意書・受領書の写しの確認

エイズ治療拠点病院の担当者（医師）は、曝露当事者から①「HIV感染予防薬内服決定支援チェックリスト」（様式A）、②「HIV感染予防薬提供依頼書」（様式B）、③「HIV感染予防薬内服同意書」（様式C）及び④「HIV

感染予防薬受領書」(様式D)の写し(コピー)を受け取り、その内容を確認する。

(3) 内服継続の判断

エイズ治療拠点病院の担当者(医師)は、内服継続の適否について決定し、併せて、HIV抗体検査を実施する。

また、必要な期間(6週後、3ヶ月後、6ヶ月後)、感染の有無についてHIV抗体検査で評価する。

<配置協力医療機関を経由しない場合>

(1) 事前準備

電話で緊急の予防内服の依頼を受けたエイズ治療拠点病院は、曝露後できるだけ早く1回目の内服が可能となるよう、直ちに予防薬の準備をする。

(2) チェックリスト・依頼書・同意書・受領書の確認

エイズ治療拠点病院の担当者(医師)は、曝露当事者から①「HIV感染予防薬内服決定支援チェックリスト」(様式A)、②「HIV感染予防薬提供依頼書」(様式B)、③「HIV感染予防薬内服同意書」(様式C)及び④「HIV感染予防薬受領書」(様式D)を受け取り、本人確認をした上で、④「HIV感染予防薬受領書」(様式D)のHIV感染予防薬配置医療機関記載欄に必要事項を記入する。

(3) 予防薬の提供

エイズ治療拠点病院の担当者(医師)は、必要な最小限の予防薬を提供する。なお、当該拠点病院で青森県が配置する予防薬と同じ抗HIV薬を所有している場合は、自院所有のものを使用する。

また、「HIV感染予防薬受領書」(様式D)の曝露当事者が予防薬受領時に記載する事項(何日分、署名)について、記載を求める。

(4) 内服継続の判断

エイズ治療拠点病院の担当者(医師)は、内服継続の適否について決定し、併せて、HIV抗体検査を実施する。

また、必要な期間(6週後、3ヶ月後、6ヶ月後)、感染の有無についてHIV抗体検査で評価する。

(5) 関係書類の保存

予防薬を提供した場合は、曝露当事者から提出された①「HIV感染予防薬内服決定支援チェックリスト」(様式A)、②「HIV感染予防薬提供依頼書」(様式B)、③「HIV感染予防薬内服同意書」(様式C)及び④「HIV感染予防薬受領書」(様式D)を5年間保存する。(配置要領に基づく青森県健康福祉部保健衛生課への報告を忘れないこと。)

#### 4 補足留意事項

- (1) 各医療機関等における医療従事者等の感染予防対策は、各医療機関等の責任において実施されるべきものである。  
従って、曝露後、エイズ治療拠点病院を受診し、投薬や血液検査等を実施した場合の費用等については、自費扱いとし、エイズ治療拠点病院の請求に基づき、予防薬提供希望医療機関等が支払うものとする。
- (2) 予防薬の内服については、健康保険の給付の対象ではないが、感染の危険に対し有効であると認められる場合は、労働災害補償保険の給付対象となる。(平成22年9月9日付け基発0909第1号厚生労働省労働基準局長通知「労災保険におけるHIV感染症の取扱いについて」)
- (3) 医療機関においては、医療法の規定によるHIVを含めた院内感染防止対策が求められており、このマニュアルが院内感染対策に替わるものではない。  
既に準備されている院内マニュアルがある場合においては、本マニュアルの主旨を踏まえ、必要に応じて院内マニュアルを改正した上で、それに基づき対応して差し支えない。
- (4) 医療機関においては、院内感染予防対策のHIV感染予防として抗HIV薬を常備しておくことが望ましく、この指針の対応によって、抗HIV薬を常備しないことを勧めるものではない。
- (5) 本マニュアルは、「抗HIV治療ガイドライン2018年3月(HIV感染症及びその合併症の課題を克服する研究班)」を参考にして作成しており、本マニュアルに定めていない事項については、当該ガイドラインを参照されたい。